
キッズクラブ会員規約

（ 総則 ）

第1条 本規約は、特定非営利活動法人夢職人（以下「当団体」という。）が運営する「キッズクラブ」（以下「本クラブ」という。）を利用する際の当団体と本クラブ会員との一切の関係について適用します。

2 本クラブの登録申請を行った時点で本規約を承諾したものとしてみなします。

（ 会員 ）

第2条 本規約において会員とは、当団体の指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ当団体所定の方法にて申し込み、当団体がこれを承認した者としてします。

2 本クラブ会員は、本クラブで実施する各種活動に参加する資格を有します。ただし、活動当日に体調不良が明らかな場合や年齢、定員、その他の条件によって会員であっても参加できないことがあります。

3 本クラブ会員は、住所やその他の届出内容に変更があった場合には、速やかに当団体に変更の届出をするものとします。

4 本クラブの会員資格は、第三者に貸与、譲渡等できないものとします。

（ 登録・更新 ）

第3条 本クラブへの入会を希望する者は、本クラブの趣旨を理解した上で、当団体の定める方法により会員登録を行わなければなりません。

2 本クラブの会員資格有効期限は、登録の日から1年間とします。

3 本クラブの会員は、会員資格有効期限の1ヶ月前から期限満了日までの間に当団体が定める更新手続きをおこない、新たに期限満了日の翌日より起算して1年間の間、会員資格を保持することができます。

4 当団体は、会員になろうとする者が、次の一以上に該当する場合、登録・更新を拒否することができます。

- 一 故意により当団体等に損害を与えることが明白な場合
- 二 当団体の名誉、信用を失墜させることが明白な場合
- 三 提出書類に虚偽を記載したことが判明した場合
- 四 本クラブの合理的な指示・指導に従わない場合
- 五 過剰なクレームや脅迫的な言動、不当な要求など業務の支障となる迷惑行為があった場合
- 六 その他、当団体が相当と認めた事由のある場合

（ 登録の抹消 ）

第4条 本クラブの会員は、当団体が定める方法により、任意に本クラブの会員登録を取り消すことができます。

2 本クラブの会員が次の一以上に該当する場合、当団体の判断・協議により登録を抹消することができます。

- 一 本規約、その他の規程等に違反した場合

- 二 当団体の名誉、信用を失墜させる行為又はそのおそれがある行為を行った場合
- 三 故意により当法人等に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
- 四 当団体が定める期限までに所定の手続きや会費の支払いがない場合
- 五 提出書類に虚偽を記載したことが判明した場合
- 六 本クラブの合理的な指示・指導に従わない場合
- 七 過剰なクレームや脅迫的な言動、不当な要求など業務の支障となる迷惑行為があった場合
- 八 その他、当団体が相当と認めた事由のある場合

（ 会費 ）

第5条 本クラブ会員は、当団体が定める会費を納入しなければなりません。

- 2 既に納入した会費その他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還いたしません。

（ 各種活動の変更・中止 ）

第6条 大雨などの悪天候や自然災害、天災地変、著しい社会情勢の変化、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令などの当団体の関与し得ない事由が生じ、安全なプログラム実施ができない又は予定した通りに企画を実施することが困難と判断される場合には、当団体は活動の全日程の中止または日程の短縮、内容の変更をさせることができます。

2 活動実施中に、下記の状況になった場合、参加者の体調への配慮及び周囲への感染拡大を防ぐため、現地までのお迎えをお願いする場合があります。その際、交通費や医療費等はご家庭のご負担となります。

- 一 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症の発症、その可能性が高い場合
- 二 原因不明の高熱や体調不良が続き、悪化する可能性が高い場合
- 三 活動場所での処置や治療、療養が難しい場合

（ 免責事項 ）

第7条 当団体は、活動中に事故やトラブル等が発生しないように常時、指導及び安全管理に努めます。

2 本クラブの活動中に万が一、怪我、その他の事故が生じた場合、当団体及びその構成員は、その活動を実施するにあたり当団体が加入した保険の賠償範囲を超える部分に関しての責任を負いません。

3 本クラブの活動中に万が一、盗難、その他のトラブルが生じた場合、当団体及びその構成員は、一切の責任を負いません。

- 4 本クラブの活動中以外での会員同士のトラブルについては、一切の責任を負いません。

（ 個人情報 ）

第8条 本クラブへの会員登録、各種活動への参加申し込みの際にいただいた氏名、年齢、住所等の個人情報は当団体が厳重に管理し、活動を行う際の手続き・手配等に必要な場合（保険加入時・宿泊施設への宿泊者名簿提出時及び航空・船舶の旅券発券時）や、活動で事故・怪我等をされた時の病院その他の医療関係者に開示する場合、法令等に基づく場合（警察、裁判所、税務署等からの照会）を除き、第三者への提示・開示等は一切いたしません。また、退会及び登録抹消後は商法や税法等で義務付けられている期間は適正に保管し、その後、適切な方法で破棄いたします。

- 2 当団体は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、本クラブ会員がご自身の個人情報について確認

されたい場合は、ご自身であることが確認できた場合に限り、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。

（ 肖像権・著作権 ）

第9条 本クラブの活動中に当団体のスタッフや関係者が撮影した写真・映像は、参加家庭への活動報告・販売、当団体のスタッフや関係者・支援者の広報・宣伝物、販促品及び公式WEBサイト、ソーシャルメディア上において、表示又は使用することがあります。

2 本クラブでの活動中に当団体のスタッフや関係者が撮影した写真・映像などの著作権は、当団体に帰属します。無断での複製や二次利用・二次配布は原則として禁止します。ただし、本クラブ会員がご家庭において楽しむ範囲に限り、この制約はありません。

（ 本規約の変更 ）

第10条 本規約は、会員への予告なしに変更することがあります。なお、本規約の変更を当団体の定める方法で公表後、活動に参加された場合は、変更事項を承認されたものとします。

本規約は、2008年4月25日に発効した。

本規約は、2013年6月7日に改正した。

本規約は、2023年5月19日に改正した。